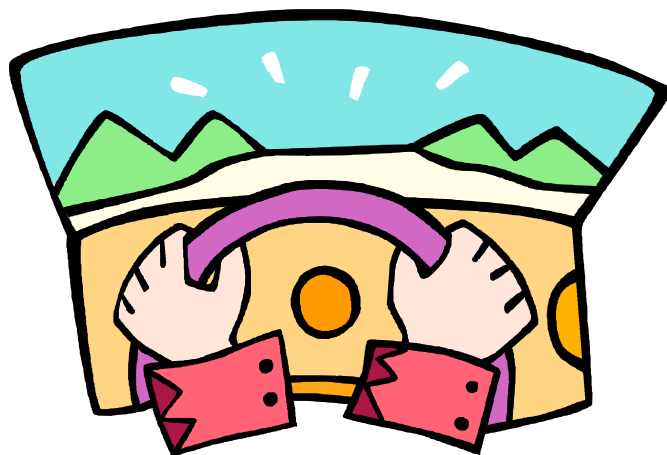


日本の交通ルール

(運転者版)

～自動車を安全に利用するために～



監 修 岐阜県警察本部
編集・発行 岐 阜 県

< 1 . 自動車を持つには >



運転免許証

日本国内で有効な自動車運転免許証を持っていることが必要です。

(1) 外国 (母国) の運転免許証を持っていない場合等

日本の運転免許試験 (適性・学科・技能) に合格し、免許を取得する必要があります。
日本人と同じように自動車学校か教習所に通うのが一般的です。

(2) 外国 (母国) の自動車運転免許証を持っている場合

申請の条件を満たし、書類審査・日本の運転免許試験 (適性) ・確認 (学科・技能) に支障がなければ免許証が交付されます。

申請の条件、申請の予約等については、各警察署・岐阜県警察本部運転免許課の「外国免許からの切替案内」又は岐阜県警ホームページを確認し、問い合わせてください。

岐阜県警察本部 運転免許課 外国免許係

[岐阜市三田洞東 1 丁目 2 2 番 8 号 電話 0 5 8 - 2 3 7 - 3 3 7 6]

(注) 日本語が理解できない方は、通訳人が必要です。

住所や氏名等が変わった時は、運転免許証の住所や氏名等も変更する必要があります。
その場合は、近くの警察署に届け出てください。

保 険

自動車は車検を受け、有効な車検証を持っていない場合は、運行することができません。

「自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険) 」への加入が法律で義務付けられています。

しかし、この自賠責保険だけでは、交通事故を起こした時の賠償額が十分ではないことが多いので、「任意保険」にも加入しましょう。

車 検

2 年ごと (新車の場合は 3 年目から) に「車両検査 (車検) 」を受けることが法律で義務付けられています。安全に車を運転するため、車の状態を検査し整備するのが目的です。
車を購入した自動車販売店や自動車整備工場に頼むのが一般的です。

自動車の登録

自動車は登録を受けなければ、運行できません。登録のためには、自動車の保管場所を確保しなければなりません。

保管場所が確保されていることを警察署で証明してもらう必要があります。

自動車税

自動車税の納付義務があります。毎年 4 月 1 日現在の所有者に対し、登録されている住所に請求通知が発送されます。納付期限は 5 月末です (新車の場合は購入時) 。

名義変更

自動車を知人などと直接売買した場合は「名義変更」が必要です。名義変更をしないと、以前の所有者に対して、自動車税の請求通知が発行されてしまいます。

< 2 . 交通ルール >

基本的な交通ルール

信号機（灯器の色）と道路標識に従ってください。

歩行者は右側、自動車や自転車は左側を通ります。

道路上では、歩行者の安全が優先されます。



自動車の基本的ルール

一時停止の標識があるところでは必ず止まり、左右の見えるところで確認してください。

暗いところでは、ライトを点けないで走ってはいけません。

お酒を飲んだら自動車を運転してはいけません。

自動車に乗ったら、シートベルトを締めなければいけません。



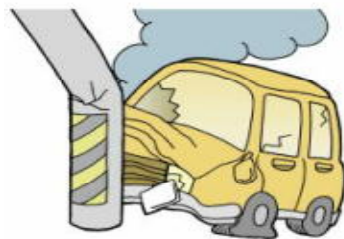
6歳未満の幼児を自動車に乗車させるときは、体格にあったチャイルドシートを使用しなければなりません。

運転中は、携帯電話を使用したりカーナビゲーション装置などを注視してはいけません。

音量を大きくしてカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオ等を聞くな
ど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転し
てはいけません。



< 3 . 交通事故のとき >



交通事故を起こした場合は、事故の続発を防ぐため、他の交通の邪魔にならない安全な場所に車を移動して、エンジンを切ってください。



けが人がいる場合は、まずけが人の救助・手当てを最優先し、救急車（１１９番）を要請してください。



必ず警察（１１０番）に連絡し、事故の場所やけが人の数・状況などを報告し、警察の指示を受けてください。

警察 [事件・事故] １１０番 / 救急車 [けが・病気] １１９番



自分で警察や救急車に連絡できない時は、近くの人に助けを求めてください。ただし、事故現場を離れるとひき逃げとみなされてしまうこともあります。その場から動かないでください。友人の助けや通訳を求めるのは、事故現場へ警察官が到着してからにしてください。

交通事故の困りごと相談は、岐阜県県民生活相談センターへお越し下さい。センターでは、損害賠償額、示談の仕方、自賠責保険の請求方法などの相談を受け付けています。秘密は厳守、相談は無料です。

岐阜県県民生活相談センター

岐阜市藪田南５ - １４ - ５３ 県民ふれあい会館５階

電話 ０５８ - ２７７ - １００１

- ・ 相談日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ・ 相談時間：午前８時３０分～午後５時００分

（注）日本語が理解できない方は、通訳人が必要です。

< 4 . 交通標識 >

車に表示する標識

初心者マーク



高齢者マーク



身体障害者マーク



主な規制標識

通行止め



車両通行止め



車両進入禁止



指定方向外進行禁止



駐車禁止



最高速度



一方通行



徐行



一時停止



歩行者専用



その他の標識

横断歩道



信号機あり



踏切あり



非常電話



日本の交通ルール（運転者版）
～自動車を安全に利用するために～

平成19年3月 初版発行

平成21年7月 部分修正

監 修 岐阜県警察本部交通企画課

翻 訳 岐 阜 県 国 際 課

編集・発行 岐阜県環境生活政策課